

区長報告第十一号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和七年十月二十一日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和七年十一月二十七日

港区長 清 家 愛

記

令和六年十月十日議決を得た工事請負契約（竹芝橋改修工事）の契約金額「三億八千八百四十二万千円」を「三億九千九百三十一万九千七百七十八円」に変更する。